

特別条件付保険特約(2015)【復活・特約中途付加用】

本紙には、特別条件について定めた特別条件付保険特約条項(2015)が掲載されています。
本紙の対象となる契約は次のとおりです。

本紙の対象となる契約およびケース

契約日が2015年4月1日以前の契約で、次の(1)または(2)に該当する場合(下表【参考】の①)

- (1) **復活日(※1)が2015年4月2日以降となる復活をするときに、標準体契約(※2)から特別条件が適用される契約となる場合**
- (2) **中途付加日(※3)が2015年4月2日以降となる特約の中途付加をするときに、標準体契約(※2)から特別条件が適用される契約となる場合**

- (※1)復活に必要な延滞保険料の受領日または告知日のいずれか遅い日をいいます。
(※2)特別条件を適用しない契約。不担保期間・削減期間が経過している場合を含みます。
(※3)「中途付加する特約の保険料の受領日または告知日のいずれか遅い日」の直後の、契約日の月単位の応当日をいいます。

【参考】特別条件付保険特約(2015)と特別条件付保険特約の適用条件

	契約日	復活・中途付加日等の条件	適用される特約条項	左記特約条項の掲載物
①	2015年4月1日以前	契約を復活または特約を中途付加したのが2015年4月2日以降で、失効または特約の中途付加前の時点では、契約が標準体(特別条件がない)契約で、復活・特約中途付加時に特別条件が適用される契約となる場合	特別条件付保険特約(2015)	本紙
②		上記以外	特別条件付保険特約	契約時にお渡ししている「ご契約のしおり・約款」
③	2015年4月2日以降	—	特別条件付保険特約(2015)	契約時にお渡ししている「ご契約のしおり・約款」

特別条件付保険特約条項（2015） 目次

1. 特別条件の適用	2
第1条 特別条件の適用	2
2. 特別条件	2
第2条 特別条件	2
3. 特約の解約返戻金	4
第3条 特約の解約返戻金	4
4. 復活の制限	5
第4条 復活の制限	5
第5条 復活の制限に関する特則	5
5. 主約款および特約条項の規定の適用除外	5
第6条 主約款および特約条項の規定の適用除外	5

特別条件付保険特約条項 (2015)

(2020年9月2日改正)

1. 特別条件の適用

第1条 (特別条件の適用)

次の表のいずれかの場合に、主契約^{*1}の被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しないときに、主契約または主特約^{*2}に、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。この場合、この特約の特別条件の適用日は次の表のとおりです。

特別条件を適用する場合	特別条件の適用日
主契約の締結の際	主契約の契約日
主契約の復活の際	復活の際の責任開始日 ^{*3}
主契約の契約日後に主特約 ^{*2} を付加する際	主特約 ^{*2} の責任開始日 ^{*3}

2. 特別条件

第2条 (特別条件)

1. この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、次のうちいずれか1または2以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払法

① 適用日から起算して当社所定の保険金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款^{*1}または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額を削減して支払います。

- ア. 死亡したこと
- イ. 特定の疾病により所定の状態に該当したこと
- ウ. 高度障害状態になったこと
- エ. 介護一時金の支払事由に該当したこと
- オ. 障害年金の支払事由に該当したこと
- カ. 介護年金の支払事由に該当したこと

② 本条1.(1)①の場合、次の算式により計算した金額を支払います。この場合、主契約の被保険者が災害または別表38に定める感染症により、死亡、高度障害状態、介護一時金の支払事由、障害年金の支払事由または介護年金の支払事由に該当したときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{支払金額} = \text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額} \times \text{次の表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料払込済みの主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約に付加する当社所定の特約をいいます。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

した主契約もしくは主特約については、次の算式により計算した金額を支払います。

$$\text{支払金額} = \left(\begin{array}{l} \text{主約款または主特} \\ \text{約の特約条項によ} \\ \text{り支払うべき保険} \\ \text{金等の金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{支払事由に該当} \\ \text{した時における} \\ \text{責任準備金の金額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{次の表の} \\ \text{経過期間} \\ \text{に応じた} \\ \text{割合} \end{array} + \begin{array}{l} \text{支払事由に該当} \\ \text{した時における} \\ \text{責任準備金の金額} \end{array}$$

保険金等の支払事由に 該当した時までの経過 期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

(2) 給付金削減支払法

- ① 適用日から起算して当社所定の給付金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額を削減して支払います。
 - ア. 入院したこと
 - イ. 手術をしたこと
 - ウ. 入院したのちに退院したこと
 - エ. 先進医療による療養を受けたこと
 - オ. 放射線治療を受けたこと
- ② 本条1.(2)①の場合、次の算式により計算した金額を基準として支払います。この場合、災害または別表38に定める感染症によるときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{給付金の基準とする金額} = \begin{array}{l} \text{主約款または主特約の特約条項により支払} \\ \text{うべき給付金等の金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{本条1.(1)②の表の経過} \\ \text{期間に応じた割合} \end{array}$$

(3) 特別保険料領収法

- ① 主契約または主特約の保険料に、当社所定の特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。
- ② 主約款または主特約の特約条項によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

(4) 特定部位・特定疾病不担保法

- ① 適用日から起算して当社所定の不担保期間内に、別表6に定める身体部位または特定疾病*2のうちこの特別条件を適用する際に当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が次のいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、別表38に定める感染症によるときは、給付金を支払います。
 - ア. 入院をしたこと
 - イ. 手術を受けたこと
 - ウ. 入院をしたのちに退院したこと
 - エ. 先進医療による療養を受けたこと
 - オ. 放射線治療を受けたこと
- ② 主契約の被保険者が当社所定の不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

(5) 特定障害不担保法

備 考

第2条 備考

*2 医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。

この方法により不担保とする特定障害は、次の①または②のとおりとします。

① 視力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態^{*3}のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金もしくは障害給付金^{*4}の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、当社は高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表38に定める感染症による場合は、高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

ア. 両眼の視力を全く永久に失ったもの

イ. 1眼の視力を全く永久に失ったもの

ウ. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの

② 聴力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める障害給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表38に定める感染症による場合は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

ア. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

イ. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの

ウ. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの

(6) 年増法

この方法を適用した場合は、当社は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、被保険者の主約款に定める契約年齢に、当社所定の年数を加算した年齢を契約年齢とし、その年齢に基づいて主契約または主特約の保険料および解約返戻金等の金額を計算します。

2. 保険金削減支払法または特定障害不担保法が適用された収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ普通保険約款または収入保障特約条項により遺族年金、特約遺族年金、高度障害年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、本条1.(1)^{*5}または(5)に準じて取り扱います。

3. 特約の解約返戻金

第3条 (特約の解約返戻金)

第2条(特別条件)1.(3)の特別保険料領収法が適用されている保険契約の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特別保険料に対する解約返戻金および責任準備金は、主約款または主特約の特約条項の定めにより計算します。
- (2) 主契約の解約返戻金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金をあわせて支払い、主契約の責任準備金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する責任準備金をあわせて支払います。
- (3) 主契約において次の取扱いを行う場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
 - ① 保険料の自動振替貸付
 - ② 契約者貸付

備考

第2条 備考

- *3 主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態をいいます。
- *4 名称の如何を問わず、身体の障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。
- *5 無解約返戻金型収入保障保険Ⅱにおいて本条1.(1)①オ.に該当し障害年金が支払われた後、または本条1.(1)①カ.に該当し介護年金が支払われた後に本条1.(1)①ア.の支払事由により遺族年金を支払う場合は、最初に該当する経過期間に応じた割合を適用します。

4. 復活の制限

第4条 （復活の制限）

この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内とします。

第5条 （復活の制限に関する特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型入院一時金給付保険（2015） 無解約返戻金型医療保険（2013） 無解約返戻金型医療保険（08） 無解約返戻金型介護認定一時金給付保険（11） 医療保険
-----	--

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合には、次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条（復活の制限）	2年以内	当社所定の期間内（1年以内で定めます。）

5. 主約款および特約条項の規定の適用除外

第6条 （主約款および特約条項の規定の適用除外）

1. この特約の特別条件を主契約に適用した場合、次の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間経過後もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定部位・特定疾病不担保法または特定障害不担保法のときは取り扱います。

- (1) 延長定期保険への変更
- (2) 払済保険への変更
- (3) 保険期間の変更
- (4) 保険料払込期間の変更
- (5) 保険料の払込完了の特則の適用
- (6) 保険契約の更新

2. この特約の特別条件を主特約に適用した場合、取り扱わない契約内容の変更等は次の表の左欄のとおりです。ただし、次の表の右欄の場合は、その契約内容の変更等を取り扱います。

取り扱わない契約内容の変更等	左欄の変更等を例外として取り扱う場合
延長定期保険への変更 払済保険への変更	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合 ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した、主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をとまなう次の変更等 (1) 主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更 (2) 特約の付加 (3) 特則の適用	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した主特約の更新および復旧	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき

3. 本条1、および本条2. により、主契約または主特約が更新される場合には、更新後の主契約または主特約は、次の表のとおり取り扱います。

更新前に適用された特別条件	更新後の主契約または主特約の取扱
保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき	更新前の保険金削減支払法は適用しません。
給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき	更新前の給付金削減支払法は適用しません。
特定部位・特定疾病不担保法のとき	更新前の主契約または主特約の保険期間満了の日までに、 ① 当社所定の不担保期間が満了しているとき 更新前の特定部位・特定疾病不担保法は適用しません。 ② 当社所定の不担保期間が満了していないとき 更新前の主契約または主特約と同一の条件を適用 ^{*1*2} して更新します。
特定障害不担保法のとき	更新前の主契約または主特約と同一の条件を適用して更新します。

備考

第6条 備考

- *1 更新後の主契約または主特約について、第1条に定める適用日から起算した当社所定の不担保期間が満了した後は、特定部位・特定疾病不担保法は適用しません。
- *2 更新前の主契約または主特約の当社所定の不担保期間が「全期間」の場合、更新後の主契約または主特約の不担保期間も「全期間」となります。

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

別表6(特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病)

身体部位および特定疾病の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺、および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）
39	外傷に伴う合併症、後遺症

別表38 対象となる感染症 (2020)

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要Ⅰ C D-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。^{*1}

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

備考

- *1 令和2年政令第11号「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」第1条に定める新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス感染症」といいます。）を含めます。また、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項に定める感染症のいずれかに該当した場合^{*2}も同様とします。
- *2 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項に定める感染症のいずれにも該当しなくなったときは、該当しなくなった日以後に生じた支払事由については、対象となる感染症に含めないものとします。

本紙は主契約の「ご契約のしおり・約款」とあわせて保管いただきますようお願い申し上げます。

引受保険会社

FWD富士生命保険株式会社

ホームページ fwdfujilife.co.jp
総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)
受付時間:月-金 (祝日・年末年始を除く)
9:00-18:00

募集代理店

登録No.FWD-A3572-2007 W2205(200①647)OT